



海外日本語教師研修 申請要領 第2部

【外国人材受入れのための日本語教師研修（教授法）】

令和9年度用 [NC-FN-M 2027]

1 趣旨

在留資格「特定技能」や「育成就労」で来日する者に対して日本語教育を行っている機関・団体の日本語教師を対象とした、日本語教授能力を向上させ、また、日本事情・社会文化の理解を深めるための約5週間の研修です。日本語運用力の向上を目指す「日本語」の授業は行いません。

2 対象国

モンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ウズベキスタン

3 プログラム概要

(1) 時期及び期間

- ・ 第1回（略号 NC-FN-M1）：2027年9月14日～2027年10月21日（予定）
- ・ 第2回（略号 NC-FN-M2）：2027年11月16日～2027年12月21日（予定）

(2) 研修内容

ア 日本語教授法

JF 日本語国際センターが開発した『いどころ 生活の日本語』を使用して、課題遂行を目標とした授業の教え方を学び、日本で生活や就労をする上で必要になる基礎的な日本語を教える具体的な方法について検討します。

イ 日本事情・社会文化理解

日本での生活や就労に役立つ日本事情・社会文化について学び、それを授業で活かす方法を考えます。

4 申請資格

(1) 上記2の国に所在し、在留資格「特定技能」や「育成就労」で来日し、日本での生活・就労が想定される者を対象に日本語教育を行っている機関・団体であること。個人からの申請は受け付けません。

(2) 申請機関は以下に該当しないこと。

ア 日本国（行政機関等の国家機関）、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）

イ 国等の設置する教育機関、研究機関その他日本国に属する組織・団体、施設等（国等が設立に関与する組織・団体であっても、社団法人や財団法人等、固有の法人格を持つ団体は含まない。）

ウ 外国政府（省庁等の行政機関）及び外国政府の在外公館

エ 日本国が拠出している国際機関

(3) 参加候補者は申請要領第 1 部【共通事項】に記載の要件を満たしていなければなりません。加えて、本研修では以下の条件が必要となります。

ア 日本語教授年数につき、2026 年 12 月 1 日時点で 1 年以上の教授経験を有すること。なお、個人教授及び教育実習の期間は除きます。

イ 日本語運用力につき、各回申請時点で下記（ア）もしくは（イ）を満たしていること。または

（ア）JF 日本語教育スタンダードで B1 レベル以上

（イ）日本語能力試験 N3 程度以上、又は旧日本語能力試験 2 級程度以上

※ 日本語運用力のレベルの目安については、以下を参照してください。

- ・ JF 日本語教育スタンダード公式ウェブサイト「JF スタンダード資料 2.レベル基準が知りたい」<https://www.jfstandard.jp/publicdata/ja/render.do#sec02>

- ・ 日本語能力試験公式ウェブサイト「N1～N5：認定の目安」

<https://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html>

ウ JF 日本語国際センターにおいて、「特定技能制度による来日希望者のための日本語教授法研修」もしくは「外国人材受入れのための日本語教授法研修(教授法)」の訪日研修を 2020 年 4 月以降、受講していないこと。

5 選考方針

(1) 当該国・地域・機関での外国人材受入れのための日本語教師研修（教授法）の必要性、候補者の日本語運用力、教授経験の他、候補者のポジション（専任/非専任）、影響力、期待される具体的な成果等の観点から審査します。

(2) 2026 年 12 月 1 日時点で、55 歳以下の研修参加候補者を優先します。

6 参考情報

令和 8（2026）年度採用実績

採用 64 名／応募 170 名（第 1 回・第 2 回の合計）